（会計方針の変更）
　改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
　なお、この変更による当事業年度の行政サービス実施コストに与える影響はありません。
（貸借対照表関係）
　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　　696,071,729円
　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　12,512,657,898円
（損益計算書関係）
　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、1,250,434円であり、当該影響額を除いた当期総利益は11,252,640円であります。
（キャッシュ・フロー計算書関係）
資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
　現金及び預金勘定　　9,347,093,331円
　うち定期預金　　23,219,685円
　期末資金残高　　9,323,873,646円
（行政サービス実施コスト計算書関係）
１．引当外賞与見積額の計上方法
　引当外賞与見積額については、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の賞与見積額から前事業年度末の賞与見積額を控除して計算しております。
２．引当外退職給付増加見積額の計上方法
⑴　退職一時金に係る債務
　行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末退職給付見積額を控除して計算しております。
⑵　年金基金に係る年金債務
　行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、年金債務に係る当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除して計算しております。
　なお、通産関係独立行政法人厚生年金基金の代行部分について、厚生労働大臣から平成26年３月１日付けで将来分支給義務免除の認可を受け、平成27年４月１日に過去分支給義務免除の認可を受けております。また、平成27年４月１日に同厚生年金基金から、経済産業関係法人企業年金基金（確定給付企業年金と確定拠出年金の複合型）へ移行しております。
　これに伴い、行政サービス実施コスト計算書に引当外退職給付増加見積額として△10,334,345,156円を計上しております。
３．国又は地方公共団体からの出向職員に対しては、当期在職期間における退職手当の増加額を計算しております。
（減損会計関係）
１．減損の認識
⑴　減損を認識した固定資産の概要

用途	種類	場所	帳簿金額	減損計上額	
				当期損益内減損損失	当期損益外減損損失累計額
職員住宅	建物	神奈川県横浜市	9,855,462円	―	9,855,462円

　建物については、将来の使用が想定されないため、使用価値相当額は零として評価しております。
⑵　減損の認識に至った経緯
　当該資産の使用を停止したため、減損を認識しております。
２．減損の兆候
⑴　減損の兆候が認められた固定資産の概要

用途	種類	場所	帳簿金額	兆候の概要
職員住宅	建物	東京都世田谷区	80,728,713円	職員住宅の使用状況が50％を下回っているため。

⑵　減損の兆候はあるが、減損の認識には至らなかった理由
　該当する職員住宅は、今後も使用する計画があり継続的に営繕も行っているため、減損の認識には至りませんでした。
（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
　当機構の資金運用は、国債等の取得並びに預金等独立行政法人通則法第47条各号に定める限定された方法による方針です。また、資金調達は、独立行政法人通則法第45条の規定により、中期計画に定めた限度額の範囲内で金融機関等からの短期借入金とする方針です。
　未収債権等に係る顧客等の信用リスクは、当機構の債権等管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は保有しておりません。
２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	9,347,093,331	9,347,093,331	―
⑵　未収入金	2,541,841,579	2,541,841,579	―
⑶　未払金	(3,099,947,279)	(3,099,947,279)	―

㈱　負債計上されているものは、（　）で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項
資　産
⑴　現金及び預金、⑵　未収入金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
負　債
⑶　未払金
　未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（資産除去債務関係）
　契約において原状回復が義務となる不動産賃借物件を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。